

○自動車安全運転センターが行う通知業務、経歴証明業務及び交通事故証明業務に係る資料の提供について

令和7年3月18日

道本交企第5189号（交捜・運管合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、法第29条第1項第3号の規定による通知業務（以下「通知業務」という。）、同項第4号の規定による経歴証明業務（以下「経歴証明業務」という。）、同項第5号の規定による交通事故証明業務（以下「交通事故証明業務」という。）（以下これらを「提供業務」という。）に係る自動車安全運転センターに対する資料の提供については、「自動車安全運転センターが行う通知業務、経歴証明書業務及び交通事故証明業務に係る資料の提供について」（平30.3.19道本交企第8504号（交捜・運管合同）。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、このたび、マイナンバーカードと運転免許証及び運転経歴証明書の一体化に係る制度が導入されることから、事務処理において免許情報記録番号の利用が可能となる点を追記する等の見直しを行い、本年3月24日から、次のとおり実施することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、旧通達については、同日付けで廃止する。

記

1 提供業務の担当者

(1) 通知業務、経歴証明業務の担当者

通知業務、経歴証明業務の担当者は、警察本部運転免許管理課長及び方面本部の交通課長（以下「免許担当課長」という。）とする。

(2) 交通事故証明業務の担当者

交通事故証明業務の担当者は、警察本部交通捜査課長及び方面本部の交通課長（以下「捜査担当課長」という。）とする。

2 通知業務に関する事務

(1) 提供の基準

通知業務の提供は、次表の前歴の区分に応じ、それぞれ同表右欄の点数に達した者について、警察庁長官官房技術企画課情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）から当該点数に達した旨の通報（以下「警告点通報」という。）を受理したときに行うものとする。ただし、警告点通報を行った後、その後1年を経過しないうちに、1点の違反行為をしたことにより、重ねて累積点数が次表の区分による点数に達した者については、行わない。

| 前 歴         | 点 数         |
|-------------|-------------|
| 前 歴 の な い 者 | 4 点 又 は 5 点 |
| 前 歴 1 回 の 者 | 2 点 又 は 3 点 |

(2) 提供の方法

免許担当課長は、警告点通報を受理したときは、速やかに当該方面の自動車安全運転センター所長（以下「センター所長」という。）に対し、その内容を印字した対象者名簿を提供するほか、電磁的記録媒体による提供及び前記名簿に係る当該違反、事故登録票の提供も可能とする。

(3) 留意事項

ア 免許担当課長は、資料の提供前にその内容の点検及び審査を実施し、通知の対象外の者については、資料提供を行わないようにすること。

イ 違反、事故登録票の提供は、貸出し又は閲覧の方法によること。

ウ 免許担当課長は、資料の提供に当たって、資料の保護及び管理に必要な措置を講じるとともに、通知業務資料提供簿（別記第1号様式）を備え付けて記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

3 経歴証明業務に関する事務

(1) 照会の受理

ア 免許担当課長は、経歴証明業務に必要な資料の照会があったときは、次表の証明事実照会の種類に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる申請書（以下「申請書」という。）又は当該照会データを保存した電磁的記録媒体により受理するものとする。

| 証明事実照会の種類    | 申請書の種類         |
|--------------|----------------|
| 無事故・無違反証明書照会 | 無事故・無違反証明交付申請書 |
| 運転記録証明書照会    | 運転記録証明交付申請書    |
| 累積点数証明書照会    | 累積点数証明交付申請書    |
| 運転免許経歴証明書照会  | 運転免許経歴証明交付申請書  |

イ 照会は、有効な免許（以下「現有免許」という。）、免許証の更新をしなかったため失効した免許（以下「失効免許」という。）又は取り消された免許（以下「取消免許」という。）のうち、原則として免許証番号又は免許情報記録番号（以下「免許証番号等」という。）が判明しているものについて受理するものとする。

ウ 失効免許又は取消免許で免許証番号等が不明のものについては、次により受理するものとする。

(ア) 通常の事務処理の範囲内で免許証番号等を確認できるものについては、センター所長に当該免許証番号等を教示する。

(イ) 現に免許を受けている者に係るものである場合は、現有免許の免許証番号等で照会するよう教示する。この場合において、情報処理センターの回答は、氏名、生年月日及び性別の合致する全ての失効免許又は取消免許について回答されるので、申請者のものかどうかの確認は、センター所長に行わせるものとする。

エ 免許担当課長は、照会データの誤り、照会に係る当該資料がない等の理由で情報処理センターから回答できない旨の通報を受けたときは、当該免許担当課長の所属において処理可能なものについては当該所属で、その他

のものについてはセンター所長に依頼し、必要な措置を講じた後、再照会を行うものとする。

(2) 提供の方法

免許担当課長は、情報処理センターから回答を受けたときは、速やかに当該回答データを保存した電磁的記録媒体又は当該回答内容を印字した資料によりセンター所長に提供するものとする。

(3) 留意事項

ア 昭和53年1月1日以前に運転免許（以下「免許」という。）を失効し、かつ、同日以前に運転免許試験の一部免除の適用を受けて、免許を取得した者については、情報処理センターに運転者データが存在しないことから、当該失効した免許に係る照会は受理しないこと。

イ 免許担当課長は、資料の提供に当たって、資料の保護及び管理に必要な措置を講じるとともに、経歴証明業務資料提供簿（別記第2号様式）に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

4 交通事故証明業務に関する事務

(1) 提供の方法

捜査担当課長は、北海道警察情報管理システムに登録された交通事故情報のうち、交通事故証明業務に必要な資料を、電磁的記録媒体又は当該事項を印字した資料によりセンター所長に提供するものとする。

(2) 留意事項

ア 提供する資料の内容については、多数の死傷者を伴い社会的反響の大きい交通事故、当事者の住所や電話番号等が記載された交通事故証明書が交付されることにより生命・身体等に侵害が及ぶおそれがある等の場合は、必要のない事項や記載すると支障がある事項を省略するなど、適切に対応すること。

イ 捜査担当課長は、資料の提供に当たって、資料の保護及び管理に必要な措置を講じるとともに、交通事故証明業務資料提供簿（別記第3号様式）を備え付けて記録し、その状況を明らかにしておくこと。

5 センター所長に対する指示等

(1) 提供内容の管理

提供業務の担当者は、提供した資料について、確認その他の措置を講じる必要があるときは、センター所長に対し、当該資料の提出、確認その他必要な措置について指示するものとする。

(2) 疑義照会の協議

提供業務の担当者は、自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）第8条、第9条及び第10条の書面に関しセンター所長から、当該書面の受給を受けた者から疑義照会があった旨の報告を受けたときは、回答の正確性及び迅速性を確保するため、当該疑義照会に対する回答内容をセンター所長と協議するものとする。

(3) 資料の提出要求等

提供業務の担当者は、提供業務の実施状況について必要があるときは、センター所長に対し、報告又は資料の提出を求めるものとする。

6 参考事項

本通達末尾に、提供業務に係る資料の提供に関し、北海道警察本部長と自動車安全運転センター北海道事務所長が締結した覚書（控）を添付する。

なお、同覚書で同センターは、提供資料を次表の「提供資料」の種類に応じそれぞれ同表右欄に掲げる年数を保存することになっている。

| 提 供 資 料                  | 保存年限 |
|--------------------------|------|
| 通 知 業 務 に 必 要 な 資 料      | 1 年間 |
| 経 歴 証 明 業 務 に 必 要 な 資 料  | 1 年間 |
| 交通事故証明業務に必要な資料（人身事故に限る。） | 5 年間 |
| 交通事故証明業務に必要な資料（物件事故に限る。） | 3 年間 |

※ 別添、別記様式は省略